

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 輸出貿易管理令 (昭和二十四年政令第三百七十八号) (抄) 1
- 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) (抄) 31

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）

（輸出の承認）

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出

一の二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出

一の三 別表第二の三（第一号の二、第二号(32)から(85)まで、第二号の二及び第三号を除く。）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とする輸出

一の四 別表第二の三に掲げる貨物（別表第二の一、二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とする輸出

一の五 ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。第四条第二項第二号へにおいて同じ。）を仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄に掲げる貨物を除く。）の輸出

一の六 ベラルーシを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三（第一号の二、第二号(32)から(85)まで、第二号の二及び第三号を除く。）に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

一の七 ロシアを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

二 外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約（当該委託加工貿易契約に係る加工の全部又は一部が経済産業大臣が定める加工（以下「指定加工」という。）に該当するものに限る。）による貨物（当該委託加工貿易契約に係る加工で指定加工に該当するものを使用される加工原材料のうち、経済産業大臣が指定加工の区分に応じて定める加工原材料で当該指定加工に該当する加工に係るものに限る。）の輸出

2 経済産業大臣は、別表第二の三〇及び三三の項の中欄に掲げる貨物について前項第一号の規定による承認をするには、あらかじめ、農林水産大臣の同意を得なければならない。

3 経済産業大臣は、別表第二の三五の二の項（二）及び四三の項の中欄に掲げる貨物については、他の法令による輸出の許可又は確認を受けている場合限り、第一項の規定による承認をするものとする。

(特例)

第四条 (略)

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物を輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一、三五及び三五の二の項の中欄に掲げる貨物(同表の一の項の中欄及び三五の二の項(一)に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)を輸出しようとする場合を除く。

二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。

イ 別表第二の一の項の中欄、三五の三の項(一)及び(六)並びに三五の四及び三六の項の中欄に掲げる貨物(同表の三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)

ロ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三五及び三五の二の項の中欄に掲げるもの

ハ 別表第五第二号及び第三号に掲げる貨物のうち、別表第二の二に掲げる貨物であつて、北朝鮮を仕向地とするもの

ニ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三に掲げる貨物であつて、ベラルーシを仕向地とするもの

ホ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち別表第二の三に掲げる貨物及び別表第五第三号に掲げる貨物のうち別表第二の三第三号に掲げる貨物であつて、ロシアを仕向地とするもの

ヘ 別表第五第二号に掲げる貨物であつて、ウクライナを仕向地とするもの

ト 別表第五第二号に掲げる貨物であつて、ベラルーシ又はロシアを仕向地とするもの(第二条第一項第一号の六又は第一号の七に規定する輸出に係るものに限る。)

三 別表第二の三五の二の項(二)に掲げる貨物であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十条第二項(同法第十五条の四の七第一項において準用する場合を含む。)に規定する者が輸出しようとするとき。ただし、別表第二の三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物(経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)を輸出しようとする場合を除く。

四 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出しようとする

とき。ただし、別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三五の四の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を輸出しようとする場合、一時的に輸入して出国する者が同表の三六の項の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合並びに船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合及び別表第二の三第三号に掲げる貨物をロシアを仕向地として輸出しようとする場合を除く。

3・4 (略)

別表第二（第二条、第四条、第十二条関係）

	貨物	地域
一	ダイヤモンド（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	全地域
二	削除	
三	削除	
四	削除	
五	削除	
六	削除	
七	削除	
八	削除	
九	削除	
一〇	削除	
一一	削除	
一二	削除	
一三	削除	

一四	削除	
一五	削除	
一六	削除	
一七	削除	
一八	削除	
一九	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第二条第一項に規定する血液製剤であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの	全地域
二〇	核原料物質及び核燃料物質（使用済燃料（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第二条第十項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）	全地域
二一	次に掲げる物に係る廃棄物として経済産業大臣が告示で定めるもの (一) 核原料物質又は核燃料物質によつて汚染された物 (二) 使用済燃料から分離された物及びこれによつて汚染された物 (三) 放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）並びにこれらによつて汚染された物（(一)及び(二)に掲げるものを除く。）	全地域
二一のの	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの	全地域
二一のの	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第七号に規定する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質として経済産業省令で定めるもの	全地域
二二	削除	
二三	削除	
二四	削除	

二五	船舶（ろかい又は帆のみをもつて運転するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの イ 漁ろう設備を有するもの ロ 漁獲物を原材料とする製品の製造設備を有するもの ハ 漁獲物の保蔵の設備を有するもの（漁場において漁獲物を積み込むことができる設備を有するものに限る。）	全地域
二六	削除	
二七	削除	
二八	削除	
二九	削除	
三〇	しいたけ種菌	全地域
三一	削除	
三二	削除	
三三	うなぎの稚魚	全地域
三四	冷凍のあさり、はまぐり及びびいがい	アメリカ合衆国
三五	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質	全地域
三五の二	(一) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等 (二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物（（一）に掲げるものを除く。）	全地域（南緯六十度の線以北の公海を除く。）

(一) 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續
三 に関するロッテルダム条約附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質 全地域

(二) 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬（次のいずれかに該当するものに限る。）の成分である化学物質であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

1 農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。2から4までにおいて同じ。）のいずれかに該当すると認められるものとして同法第四条第一項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその登録を拒否された農薬

2 農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいずれかに該当すると認められるものとして同法第九条第二項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその登録が取り消された農薬

3 農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において同法第九条第三項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその登録が取り消された農薬

4 農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要がある場合において同法第十八条第二項の規定に基づきその販売を禁止された農薬

(三) 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第三項に規定する特定毒物（（一）に掲げるものを除く。）

(四) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品又は同条第二項に規定する医薬部外品に該当する殺虫剤（次のいずれかに該当するものに限る。）の成分である化学物質であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

	<p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第二項第三号ロに該当するものとして同項の規定に基づきその承認が与えられなかつた医薬品又は医薬部外品に該当する殺虫剤</p> <p>2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第二項第三号ロに該当するものとして同法第七十四条の二第一項の規定に基づきその承認が取り消された医薬品又は医薬部外品に該当する殺虫剤</p> <p>(五) 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項第二号から第七号まで及び第九号に掲げる物（（一）に掲げるものを除き、同号に掲げる物にあつては経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）</p> <p>(六) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第二条第二項に規定する第一種特定化学物質（（一）に掲げるものを除く。）</p>	
三五の	<p>(一) 水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀</p> <p>(二) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品</p>	全地域
三六	<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、はく製、加工品その他のこれらの動物又は植物から派生した物（次の項及び四三の項の中欄に掲げるものを除き、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）</p>	全地域
三七	<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除き、同条第四項に規定する国際希少野生動植物種にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）別表第二の表一に掲げる種に限る。）の同法第六条第二項第四号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品（四三の項の中欄に掲げるものを除く。）</p>	全地域

三八	かすみ網	全地域
三九	偽造、変造又は模造の通貨、郵便切手及び収入印紙	全地域
四〇	反乱を主張し、又はせん動する内容を有する書籍、図画その他の貨物	全地域
四一	風俗を害するおそれがある書籍、図画、彫刻物その他の貨物	全地域
四二	削除	
四三	国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別天然記念物、天然記念物及び重要美術品（特別天然記念物及び天然記念物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	全地域
四四	仕向国における特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは著作権を侵害すべき貨物又は原産地を誤認させるべき貨物であつて、経済産業大臣が指定するもの	全地域
四五	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の十二第一項に規定する認定手続が執られた貨物（同法第六十九条の十一第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同法第六十九条の十二第六項の規定により同法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第六十九条の十五第十項又は第六十九条の二十第十一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。）	全地域

別表第二の三（第二条、第四条関係）

一 別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物

一の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前号に掲げる貨物を除く。）

イ 軍用の化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質

ロ 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置

- (1) 反応器
- (2) 貯蔵容器
- (3) 熱交換器及び凝縮器
- (4) 蒸留塔及び吸収塔

- (5) かくはん機
 - (6) 弁
 - (7) ポンプ及びその部分品
 - (8) 局所排気装置
 - (9) 化学物質の分析又は検知に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置
 - (10) 電解槽及びその部分品
 - (11) 圧縮機
- ハ 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品
- (1) 物理的封じ込めに用いられる装置及びその部分品
 - (2) 発酵槽
 - (3) 遠心分離機
 - (4) 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置
 - (5) 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置
- 二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く。）
- (1) 集積回路、アナログデジタル変換器、マイクロ波用機器及びミリ波用機器の部分品、弾性波を利用する信号処理装置及びその部分品、一次セル、二次セル、太陽電池セル、超電導電磁石、超電導材料を用いた装置並びに放電管
 - (2) 電子式の試験装置、アナログ方式又はデジタル方式の記録装置並びにオシロスコープ及びその部分品
 - (3) 周波数変換器、質量分析計、フラッシュ放電型のエックス線装置及びその附属装置並びにこれらの部分品、パルス増幅器、信号発生器、遅延時間測定装置、クロマトグラフ並びに分光計
 - (4) 半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の製造用の装置並びにこれらの部分品及び附属品
 - (5) 半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の試験装置及び検査装置並びにこれらの部分品及び附属品
 - (6) レジスト
 - (7) 電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部分品
 - (8) 通信装置並びにその部分品及び附属品
 - (9) (8)に掲げる貨物の試験装置

- (10) 通信装置用の光ファイバーの材料となる物質
- (11) 暗号装置及びその部分品
- (12) 音波を利用した水中探知装置及び船舶用の位置決定装置並びにこれらの部分品
- (13) 光検出器及びその部分品並びに光検出器を用いた装置
- (14) 電子式のカメラ及びその部分品
- (15) 光学フィルター並びにふっ化物のファイバーケーブル及びその部分品
- (16) レーザー発振器
- (17) 磁力計及びその部分品
- (18) 重力計
- (19) レーダー及びその部分品
- (20) 信号処理装置（弾性波を利用するものを除く。）
- (21) (16)に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品
- (22) 光検出器用の光ファイバー及び光検出器の材料となる物質
- (23) ふっ化物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム
- (24) 慣性航法装置、方向探知機及びアビオニクス装置並びにこれらの部分品
- (25) 航法装置及びアビオニクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置
- (26) 船舶、水中用の観測装置その他の水中における活動用の装置及び潜水用具並びにこれらの部分品及び附属品
- (27) デイゼルエンジン並びにトラクター並びにその部分品及び附属品
- (28) 航空機及びガスタービンエンジン並びにこれらの部分品
- (29) 落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置
- (30) 振動試験装置及びその部分品
- (31) ガスタービンエンジンの部分品の測定装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの附属品
- (32) 石油精製用の装置及び触媒
- (33) 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部分品
- (34) 電子顕微鏡、原子間力顕微鏡その他の顕微鏡及びこれらの顕微鏡とともに使用するように設計した装置

- (35) 積層造形用の装置並びにこれに用いられる粉末状の金属及び金属合金
- (36) 有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスタ及び有機太陽電池の製造用の装置
- (37) 微小な電気機械システムの製造用の装置
- (38) 水素（太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを利用して製造するものに限る。）を原料とする燃料及び変換効率の高い太陽電池の製造用の装置
- (39) 真空ポンプ及び真空計
- (40) 極低温用に設計した冷却装置及びその附属装置並びにこれらの部分品
- (41) 集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置
- (42) 量子収率の高い光検出器
- (43) 工作機械及びその部分品並びに工作機械用の数値制御装置
- (44) 電磁波による探知を困難にする機能を向上させる材料、ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金その他の先端的な材料
- (45) 導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子
- (46) 暴動又は騒乱の鎮圧用の放水砲を用いた装置並びにその部分品及び附属品
- (47) 警棒及びこれに類するもの並びにむち
- (48) 警察用のヘルメット及び盾並びにこれらの部分品
- (49) 手錠、拘束衣その他の拘束のための器具並びにその部分品及び附属品
- (50) 石油又は可燃性天然ガスの探査のための掘削に用いられる液体及び添加剤並びに高圧ポンプ
- (51) 装置として用いられる環状の磁石
- (52) 放射性物質を物理的に封じ込め、及び放射線を遮蔽するように設計した装置
- (53) 催涙剤、くしゃみ剤及び爆薬並びにてき弾その他の爆発物並びに軍用及び民生用の火工品並びにこれらの部分品
- (54) 指紋の採取に用いられる粉末、染料及びインク
- (55) 個人用の線量計及び鉱業その他の産業で使用される生命又は身体を防護するための装置並びにこれらの部分品
- (56) 放射線の探知、監視又は測定のための装置及び放射線写真用の装置
- (57) 電解槽、粒子加速器、電気業用に設計した自動制御装置、フロンガス又は冷却水を用いた冷却装置及び複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォームの製造用の装置

- (58) 複合材料に用いられる繊維
- (59) ワクチン、免疫毒素並びに軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子を含む医療製品及び診断用又は食品検査用のキット
- (60) トリメチレントリニトロアミンその他のエネルギー源となる物質を含む市販の爆薬及び導爆線その他の火工品並びに気体の三ふっ化窒素
- (61) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質を含む混合物及び軍用の化学製剤の原料となる物質を含む医療用、分析用、診断用又は食品検査用のキット
- (62) ポリアリレーンエーテルケトン
- (63) ニッケル及び銅の合金製の板、硬度が高い鋼製又は炭化タングステン製の玉軸受、りん酸トリブチル、硝酸、ふっ素並びにアルファ線源に用いられる物質
- (64) 爆発物又は起爆装置の探知装置及びその部分品
- (65) 透視装置及びその部分品
- (66) 高速度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸受
- (67) ステンレス鋼製その他の合金製の管、継手及び弁
- (68) 溶融した金属用の電磁ポンプ
- (69) 可搬型の発電機及びその部分品
- (70) ベローズ弁
- (71) 歯車の製造用又は仕上げ用の機械
- (72) 寸法の測定装置
- (73) センサーから送信された情報を即時に処理し、プログラム又はデータの作成又は変更を行うことができるロボット
- (74) (43)又は(71)から(73)までに掲げる貨物に使用するように設計した組立品、回路基板及び刃
- (75) アイソスタチックプレス
- (76) ベローズの製造用の装置
- (77) レーザー溶接機、アーク溶接機及び電子ビーム溶接機
- (78) ニッケル及び銅の合金製の装置
- (79) 大型のボーリング機械及び鉞業で使用される大型の土木機械

- (80) ニッケル又はアルミニウムによる電気メッキ用の装置
- (81) 電動機とともに使用するように設計した産業用のポンプ
- (82) 高真空で使用するように設計した管、継手、弁、ガasketその他の装置
- (83) 絞りスピニング加工機及びしごきスピニング加工機
- (84) 遠心力式釣合い試験機
- (85) オーステナイト系ステンレス鋼製の板、弁、管及びタンクその他の容器
- 二の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げる貨物を除く。）
- (1) (i) 土石類及び石灰のうち、次に掲げるもの
- (ii) 粘土、アンダルーサイト、カイアナイト、シリマナイト、ムライト、シャモット及びダイナサース
- (iii) 白亜
- (iv) けいそう土その他これに類するけい酸質の土
- (v) 大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター
- (vi) ドロマイト
- (vii) 天然の炭酸マグネシウム
- (viii) 天然石膏及び天然無水石膏
- (ix) 石灰石その他の石灰質の岩石
- (x) 生石灰、消石灰及び水硬性石灰
- (xi) 雲母及びそのくず
- (xii) ステアタイト及びタルク
- (xiii) キーゼル石及び瀉利塩
- (2) 塩素酸ナトリウム及び過酸化水素
- (3) (i) なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキのうち、次に掲げるもの
- (ii) 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその誘導体
- (iii) 合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤及びなめし前処理用の酵素系調製品

- (iii) 植物性又は動物性の着色料及びレーキ顔料その他の着色料並びにこれらをもととした調製品
- (iv) ルミノホアとして使用する種類の合成した有機物
- (v) 調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスタ―その他これらに類する調製品及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの
- (vi) ペイント、ワニス、プラスチックの一次製品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液及び革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料
- (vii) 水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイントの製造に使用する種類の液状又はペースト状の顔料及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料
- (viii) ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉塞用のコンパウンドその他のマスチック、塗装用の充填料及び建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材
- (ix) 印刷用インキ
- (4) 調製潤滑剤及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品
- (5) 変性でん粉及び膠着剤のうち、次に掲げるもの
 - (i) デキストリンその他の変性でん粉
 - (ii) 調製膠着剤その他の調製接着剤
- (6) 写真用又は映画用のプレート、フィルムその他の材料
- (7) 化学工業生産品のうち、次に掲げるもの
 - (i) コロイド状又は半コロイド状の黒鉛
 - (ii) ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩
 - (iii) 木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ、植物性ピッチ及びブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの
 - (iv) 仕上剤、促進剤、媒染剤その他の物品及び調製品
 - (v) 金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストであつて金属及び他の材料から成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒の芯又は被覆に使用する種類の調製品
 - (vi) アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤

- (ii) ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤
- (iii) 消火器用の調製品及び装填物並びに装填した消火弾
- (ix) 有機の配合溶剤、配合シンナー及びペイント用又はワニス用の調製除去剤
- (x) 反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒
- (xi) 耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品
- (xii) 混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン
- (xiii) 元素又は化合物を電子工業用にドーブ処理したもの
- (xiv) 液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液
- (xv) 調製不凍液及び調製解凍液
- (xvi) トール油脂脂肪酸
- (xvii) 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びにチューインガムベースその他の化学工業において生産される化学品及び調製品
- (xviii) 廃酸化鉄その他の化学工業において生ずる残留物
- (xix) バイオディーゼル及びその混合物
- (xx) メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物
- (8) プラスチック及びその製品のうち、次に掲げるもの
 - (i) エチレンーアルファーオレフィン共重合体
 - (ii) プロピレンその他のオレフィンの重合体
 - (iii) スチレンの重合体
 - (iv) ポリ塩化ビニル及び塩化ビニリデンの重合体
 - (v) 酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体
 - (vi) アクリル重合体
 - (vii) ポリエーテル、ポリカーボネート、ポリ乳酸及びポリアリルエステルその他のポリエステル
 - (viii) ポリアミド
 - (ix) アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン
 - (x) セルロース及びその化学的誘導体

- (xi) スチレンの重合体のくず
- (xii) プラスチック製の管、ホース、板、シート、フィルム、はく及びストリップ
- (xiii) プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品
- (xv) プラスチック製の戸及び窓、これらの枠並びに戸の敷居
- (9) ゴム及びその製品のうち、次に掲げるもの
 - (i) 合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらのものと天然ゴム又は天然ガムとの混合物
 - (ii) 配合ゴム
 - (iii) ゴム製の板、シート及びストリップ
 - (iv) ゴム製の管及びホース
 - (v) コンベヤ用又は伝動用のゴム製のベルト及びベルチング
 - (vi) バス、貨物自動車又は航空機に使用する種類の新品のゴム製の空気タイヤ
 - (vii) 更生した又は中古のゴム製の空気タイヤ並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ
 - (viii) ゴム製のガスケット、ワッシャーその他のシール
- (10) 木材及びその製品のうち、次に掲げるもの
 - (i) 縦にひき、若しくは割り、平削りし、又は丸剥ぎした木材並びに化粧ばり用単板及び合板用単板並びにこれらに類する積層木材用単板
 - (ii) 木質の材料の繊維板
 - (iii) 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
 - (iv) 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品
 - (v) 木製のコンクリート型枠及び組み合わせた床用パネル
- (11) 天然コルクの製品並びに凝集コルク及びその製品
 - (i) 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙のうち、次に掲げるもの
 - (ii) 機械木材パルプ
 - (iii) ソーダパルプ、硫酸塩パルプ及び亜硫酸パルプ
 - (iv) 機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ
- (12) 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙のうち、次に掲げるもの
 - (i) 機械木材パルプ
 - (ii) ソーダパルプ、硫酸塩パルプ及び亜硫酸パルプ
 - (iii) 機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ

- (iv) 古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ
- (v) 古紙
- (13) 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品のうち、次に掲げるもの
 - (i) 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布していない紙、板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テーブル用紙
 - (ii) クラフト紙及びクラフト板紙
 - (iii) ロール状又はシート状の塗布していない段ボール用中芯原紙その他の紙及び板紙
 - (iv) 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙
 - (v) 接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙
 - (vi) コルゲート加工をし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、又はせん孔した紙及び板紙
 - (vii) カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙
 - (viii) カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布したロール状又は長方形のシート状の紙及び板紙
 - (ix) 塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し、若しくは装飾を施し、又は印刷したロール状又は長方形のシート状の紙、板紙、セルロスウオツディング及びセルロス繊維のウェブ
 - (x) 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー
 - (xi) 紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース
 - (xii) 製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類
 - (xiii) 特定の大きさ又は形状に切った紙、板紙、セルロスウオツディング及びセルロス繊維のウェブ並びに盆その他の製紙用パルプ、紙、板紙、セルロスウオツディング又はセルロス繊維のウェブの製品
- (14) 設計図、図案及び手書き文書並びにこれらをカーボン複写し、又は感光紙に写真複写したもの
- (15) カードし、又はコームした羊毛、織獣毛及び粗獣毛、羊毛製の紡毛糸及び梳毛糸並びに羊毛製又は織獣毛製の梳毛織物
- (16) 綿及び綿織物
- (17) コイヤーンその他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸
- (18) 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品のうち、次に掲げるもの
 - (i) ポリプロピレンのマルチプルヤーン及びケーブルヤーン
 - (ii) 再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸

- (iii) 合成繊維の単繊維及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品
- (iv) 合成繊維の長繊維の糸の織物であつて、紡織用繊維の糸を平行に並べた層を鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融により結合したもの
- (19) 人造繊維の短繊維及びその織物のうち、次に掲げるもの
 - (i) 合成繊維の長繊維のトウ
 - (ii) 再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ
 - (iii) 合成繊維の短繊維及びその織物
 - (iv) 再生繊維又は半合成繊維の短繊維及びこれらの織物
- (20) ウォッディング、特殊糸及びひも並びにこれらの製品のうち、次に掲げるもの
 - (i) 紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネツプ
 - (ii) ゴム糸、ゴムひも並びにゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し、又は被覆した紡織用繊維の糸及び合成繊維、再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品
 - (iii) 金属を交えた糸
 - (iv) 結束用又は包装用のポリエチレン製又はポリプロピレン製のひも
- (21) 綿製のたてパイル織物、もじり織物及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類
- (22) 染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品のうち、次に掲げるもの
 - (i) 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類であつてガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類
 - (ii) 紡織用繊維の壁面被覆材
 - (iii) 紡織用繊維製の芯、白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物
 - (iv) 伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製のベルト及びベルチング
 - (v) 紡織用繊維の物品又は製品であつて、針布に使用する種類のもの又は製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他の技術的用途に供するもの
- (23) メリヤス編物及びクロセ編物
- (24) 中古の衣類及び紡織用繊維の中古の物品

- (25) 石、プラスタター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品のうち、次に掲げるもの
- (i) 加工した石灰質の石
 - (ii) 天然石製のミルストーン、グラインドストーン、グライディングホイールその他これらに類する物品
 - (iii) スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及び剥離させたバミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨張させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品
 - (iv) アスファルトその他これに類する材料の製品
 - (v) プラスタター又はプラスタターをもととした材料から成るボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品
 - (vi) 建築用又は土木建設用のセメント製、コンクリート製又は人造石製のプレハブ式の構築材
 - (vii) 石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品
 - (viii) 石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品の加工した雲母及び雲母製品
- (26) 陶磁製品のうち、次に掲げるもの
- (i) れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品
 - (ii) 陶磁製の建設用れんが
 - (iii) 瓦、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品
 - (iv) 陶磁製の管、導管、とい及び管用継手
 - (v) 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル並びに仕上げ用の陶磁製品
 - (vi) 農業に使用する種類の陶磁製のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類の陶磁製のつば、ジャーその他これらに類する製品
- (27) ガラス並びにガラス製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの
- (i) ガラスの球、棒及び管
 - (ii) 鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス
 - (iii) 引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス
 - (iv) フロート板ガラス及び磨き板ガラス
 - (v) 車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状の強化ガラス並びに合わせガラス

- (vi) 電灯用のガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じていないもの及びこれらの部分品
- (28) 鉄鋼のうち、次に掲げるもの
 - (i) フェロバナジウム
 - (ii) 鉄又は非合金鋼の半製品、フラットロール製品、棒及び形鋼
 - (iii) ステンレス鋼その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの、半製品、フラットロール製品、棒、形鋼及び線
- (29) 鉄鋼製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの
 - (i) 溶接形鋼
 - (ii) 油又はガスの掘削に使用する種類のステンレス鋼製のケーシング及びチュービング
 - (iii) 鉄鋼製の溶接管
 - (iv) ステンレス鋼製のエルボー、ベンド及びスリーブ
 - (v) 鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品
 - (vi) 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器
 - (vii) 鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器
 - (viii) 圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器
 - (ix) ステンレス鋼製の機械用ワイヤエンドレスバンド
 - (x) 鉄鋼製のコッター及びコッターピン
 - (xi) 鉄鋼製のコイルばね
 - (xii) 鉄鋼製の動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器並びにこれらの部分品
 - (xiii) 鉄鋼製の浴槽
- (30) 銅及びその製品のうち、次に掲げるもの
 - (i) 銅の棒、形材、線、板、シート及びストリップ
 - (ii) 銅合金製の管
 - (iii) 銅製の座金
- (31) ニッケル及びその製品のうち、次に掲げるもの
 - (i) ニッケルの棒、形材、線、板、シート、ストリップ及びはく

- (ii) ニッケル製の管及び管用継手
- (iii) ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他のニッケル製品
- (32) アルミニウム及びその製品のうち、次に掲げるもの
 - (i) アルミニウムの線
 - (ii) アルミニウム合金の板、シート及びストリップ
 - (iii) 裏張りしたアルミニウムのはく
 - (iv) アルミニウム製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品
 - (v) アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器
 - (vi) アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器
 - (vii) 圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器
 - (iii) アルミニウム製のくぎ、びよう、またくぎ、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品
- (33) 鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク
- (34) 亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく
- (35) すすの塊、棒、形材及び線並びにすす製の管その他のすす製品
- (36) タングステンの粉並びにモリブデン、コバルト及びジルコニウム並びにこれらの製品
- (37) 卑金属製品のうち、次に掲げるもの
 - (i) 帯のこぎりの卑金属製のブレード
 - (ii) 手工具用又は加工機械用の卑金属製の交換性工具
 - (iii) 機械用又は器具用の卑金属製のナイフ及び刃
 - (iv) 卑金属製の鍵及び自動車に使用する種類の錠
 - (v) 自動車に使用する種類の卑金属製の取付具その他これに類する物品
 - (vi) 卑金属製のフレキシブルチューブ
 - (vii) 卑金属製の栓、蓋、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品
- (38) ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの

- (i) 蒸気発生ボイラー及び過熱水ボイラー並びにこれらの部分品
- (ii) 蒸気発生ボイラー、過熱水ボイラー又はセントラルヒーティング用ボイラーの補助機器及び蒸気原動機用復水器並びにこれらの部分品
- (iii) 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機並びにこれらの部分品
- (iv) 蒸気タービン及びその部分品
- (v) ピストン式火花点火内燃機関及びピストン式圧縮点火内燃機関並びにこれらの部分品
- (vi) 液体タービン及び水車並びにこれらの部分品
- (vii) ターボジェット及びターボプロペラ並びにこれらの部分品
- (iii) 反動エンジン、液体原動機及び気体原動機
- (ix) 液体ポンプ
- (x) 真空ポンプ及び気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生物学的安全キャビネットの部分品
- (xi) エアコンデিশョナー
- (xii) 炉用バーナー及びメカニカルストーカー並びにこれらの部分品
- (iii) ベーカーオーブン
- (xiv) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器、瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器並びにこれらの機器又は乾燥機の部分品
- (xv) カレンダーその他のロール機の部分品
- (vi) 遠心分離機、液体又は気体のろ過機及び清浄機並びにこれらの部分品
- (vii) 噴射用、散布用又は噴霧用の機器及びこれらの部分品
- (iii) プリータタックル、ホイスト、ウインチ及びキャブスタ
- (xiv) デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック並びにこれらの部分品
- (xx) フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック並びにこれらの部分品
- (xxi) 昇降機、コンベヤその他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械及びこれらの部分品
- (xii) ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め

- 用機械及びロードローラー並びにこれらの部分品
- (viii) 移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機及びくい抜き機並びにこれらの機械又は除雪機の部分品
- (ix) 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の仕上げ用の機械
- (x) 製本用機械の部分品
- (xi) 箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械
- (xii) 印刷用コンポネントの調製用又は製造用の機器の部分品
- (xiii) 印刷機並びにその部分品及び附属品
- (xiv) 人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機並びにこれらの補助機械並びにこれらの部分品及び附属品
- (xv) 紡績準備機械、紡織用繊維の糸の製造機械、かせ機、糸巻機、紡織用繊維の糸を準備する機械、織機、編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械又はジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも若しくは網の製造機械の補助機械（これらの部分品及び附属品を含む。）並びに部分品及び附属品
- (xvi) 洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械並びにこれらの部分品
- (xvii) 原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械並びにこれらの部分品
- (xviii) 転炉、取鍋、インゴット用鑄型及び鑄造機並びにこれらの部分品
- (xix) 金属圧延機及びそのロール
- (xx) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械並びにこれらの機械又はウオータージェット切断機械の部分品及び附属品
- (xxi) 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン及びマルチステーショントランスファーマシン並びにこれらの部分品及び附属品
- (xxii) 旋盤並びにその部分品及び附属品
- (xxiii) 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤並びにこれらの部分品及び附属品

- (xv) 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械並びにその部分品及び附属品
- (xvi) 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤その他の加工機械並びにその部分品及び附属品
- (xvii) 鍛造機、ハンマー、型鍛造機、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン並びにその他のプレス並びにこれらの部分品及び附属品
- (xviii) 引抜き機、ねじ転造盤、線の加工機械並びにその部分品及び附属品
- (xix) 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械並びにこれらの部分品及び附属品
- (xx) 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械並びにこれらの部分品及び附属品
- (xxi) 工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他機械用の特殊な附属装置
- (xxii) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品
- (xxiii) 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット、磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械並びに符号化したデータを処理する機械並びにこれらの部分品及び附属品
- (xxiv) 謄写機、郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械並びにこれらの機械その他の事務用機器の部分品及び附属品
- (xxv) 計算機、データを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械若しくは会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械又は金銭登録機の部分品及び附属品
- (1) 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、混合機、捏和機、凝結機、成形機及び鋳物用砂型の造型機
- (li) 電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械並びにこれらの部分品
- (lii) ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械並びにこれらの部分品
- (liii) 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械、産業用ロボットその他の機械類及びその部分品並びに動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械、綱又はケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品
- (liv) 鋳型ベース、鋳造用パターン及び鋳物性材料の成形用の型
- (lv) 減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、逆止弁、安全弁及び逃がし弁

- (hv) 玉軸受及びころ軸受並びにこれらの部分品
- (hvi) ギヤボックスその他の変速機、伝動軸、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、弾み車、プリー、クラッチ及び軸継手並びにこれらの部分品
- (hvi) ガスケットその他これに類するジョイント、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし、又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール
- (lix) 積層造形用の機械及びその部分品
- (lx) 半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部分品及び附属品
- (39) (lxi) 船舶のプロペラ及びその羽根並びにその他の機械類の部分品
- (i) 電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるもの
 - (ii) 電動機、発電機及びロータリーコンバーター並びにこれらの部分品
 - (iii) トランスフォーマー及びスタティックコンバーター
 - (iii) 電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化していないもの、電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド並びにこれらの部分品
 - (iv) 空気・亜鉛電池及び一次電池の部分品
 - (v) 鉛蓄電池及びニッケル・カドミウム蓄電池
 - (vi) 火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機及び開閉器並びにこれらの部分品
 - (vii) 電気式の照明用又は信号用の機器及びこれらの機器、ウインドスクリーンワイパー又は曇り除去装置の部分品
 - (viii) 工業用又は理化学用の電気炉その他の機器及びこれらの部分品
 - (ix) ろう付け用又ははんだ付け用の機器及び金属用抵抗溶接機器
 - (x) 電熱用抵抗体
 - (xi) 音声、画像その他のデータを送受信する機器及びその部分品並びに電話機の部分品
 - (xii) 不揮発性半導体記憶装置

- (iii) ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器、テレビカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー並びにこれらの部分品
 - (xiv) レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器並びにこれらの部分品
 - (xv) ラジオ放送用受信機及びその部分品
 - (xvi) モニター及びその部分品並びにプロジェクター又はテレビジョン受像機器の部分品
 - (xvii) フラットパネルディスプレイモジュールの部分品
 - (xviii) 鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器及びこれらの部分品
 - (xix) 固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー及びこれらの部分品
 - (xx) 固定式電気抵抗器及び電気抵抗器の部分品
 - (xxi) 印刷回路
 - (xxii) 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器及びこれらの機器又は光ファイバー用若しくは光ファイバーケーブル用の接続子の部分品
 - (xxiii) 電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品及び数値制御用の機器並びにこれらの部分品
 - (xxiv) フライメント電球、放電管、アーク灯及び発光ダイオード光源
 - (xxv) 熱電子管、冷陰極管及び光電管並びにこれらの部分品
 - (xxvi) 半導体素子、光電性半導体素子、発光ダイオード及び圧電結晶素子並びにこれらの部分品
 - (xxvii) 集積回路及びその部分品
 - (xxviii) 粒子加速器、信号発生器及び電気メッキ用、電気分解用又は電気泳動用の機器
 - (xxix) 電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限る。）
 - (xxx) 炭素ブラシ
 - (xxxi) 電気機器の電気絶縁用物品並びに電線用導管及びその継手
 - (xxxii) 機器の電気式部分品
 - (xxxiii) 電気電子機器のくず
- (40) 鉄道用機関車及び鉄道用又は軌道用の車両のうち、次に掲げるもの
- (i) 鉄道用機関車及び炭水車
 - (ii) 鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両
 - (iii) 鉄道用又は軌道用の貨車

- (41) 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品のうち、次に掲げるもの
 - (i) セミトレーラー用の道路走行用トラクター及び無限軌道式トラクター
 - (ii) 乗用自動車その他の自動車
 - (iii) 貨物自動車
 - (iv) 特殊用途自動車
 - (v) 自走式作業トラック又は鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクターの部分品
 - (vi) トレーラー及びセミトレーラー並びにこれらの車両又はその他の車両の部分品
- (42) 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの
 - (i) 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機並びにこれらの部分品
 - (ii) ヘリコプター、飛行機その他の航空機、宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品
 - (iii) 落下傘及びロケットシュート並びにこれらの部分品及び附属品
 - (iv) 航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品
 - (v) 無人航空機及びその部分品
- (43) ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、ろかい櫓船及びカヌー
- (44) 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの
 - (i) 光ファイバー及び光ファイバーケーブル
 - (ii) 対物レンズ
 - (iii) 双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品及び附属品
 - (iv) 水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ
 - (v) 映画用の撮影機及び映写機並びにこれらの部分品及び附属品
 - (vi) 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン並びにこれらの部分品及び附属品
 - (vii) 武器用望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡その他の光学機器
 - (viii) 羅針盤その他の航行用機器並びにその部分品及び附属品

- (ix) 土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、氣象觀測用又は地球物理学用の機器及び測距儀並びにこれらの部分品及び附属品
 - (x) 硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機並びにその部分品及び附属品
 - (xi) ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計並びにこれらを組み合わせた物品並びにこれらの部分品及び附属品
 - (xii) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
 - (xiii) 物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器及び熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器
 - (xiv) 積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品、速度計、回転速度計及びストロボスコープ並びにこれらの部分品及び附属品
 - (xv) オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電氣的量の測定用又は検査用の機器
 - (xvi) 釣合試験機、テストベンチその他の測定用又は検査用の機器及び輪郭投影機並びにこれらの部分品及び附属品
 - (xvii) 液体式又は気体式の自動調整機器
 - (45) 家具、腰掛け及びプレハブ建築物のうち、次に掲げるもの
 - (i) 航空機又は自動車に使用する種類の腰掛け
 - (ii) 事務所において使用する種類の木製家具
 - (iii) プレハブ建築物
 - (46) 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型及びパズル
 - (47) 雑品及びその部分品のうち、次に掲げるもの
 - (i) ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品並びにボタンのブランク
 - (ii) ペン先及びニブポイント
 - (iii) インキパッド
- 三 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前各号に掲げる貨物を除く。）
- イ アルコール飲料及びエチルアルコール
- ロ 葉巻たばこ、シエルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）

- ハ 香水類、オーデコロン類その他の調製香料及び美容用、メイキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品その他の化粧品類
- ニ トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、ハンドバッグ、財布その他これらに類する容器及びズボンつりその他の衣類附属品
- ホ 毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品
- ヘ じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
- ト つづれ織物
- チ スキースーツ、水着、絹製のブラウスその他の衣類及び絹製のショールその他の衣類附属品
- リ スキー靴、スポーツ用の履物その他の履物
- ヌ 革製その他の材料製の帽子（安全帽子並びにゴム製及びプラスチック製のものを除く。）
- ル 磁器製の食卓用品その他の陶磁製品
- ヲ ガラス製品（鉛ガラス製のものに限る。）
- ワ 天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石並びにこれらの製品、銀及び金並びにこれらの製品、特定金属（銀及び金を除く。）の製品並びに特定金属を張った金属の製品
- カ 船舶推進用エンジン及びその部分品並びに携帯用の自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）
- ヨ 乗用自動車その他の自動車、モーターサイクル（モペットを含む。）、補助原動機付きの自転車及びサイドカー並びにこれらの部分品及び附属品
- タ 呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）
- レ 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含み、ケースに特定金属又は特定金属を張った金属を使用したものに限る。）及びその部分品
- ソ グランドピアノ
- ツ 美術品、収集品及びこつとう

別表第五（第四条関係）

一 無償の救じゆつ品

- 二 総価額二〇〇万円以下の無償の商品見本又は宣伝用物品（別表第二中欄に掲げる貨物のうち経済産業大臣が告示で定めるものに該当するものであつて、同表下欄に掲げる地域のうち経済産業大臣が告示で定める地域を仕向地とするものについては、総価額が二〇〇万円未満の範囲で経済産業大臣が告示で定める金額以下の場合に限る。）
- 三 国際郵便により送附され、且つ、受取人の個人的使用に供される身廻品、家庭用品、職業用具若しくは商業用具を内容とする小型包装物若しくは小包郵便物又はその他の方法により送附される同様の小包
- 四 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品
- 五 航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理を要するものであつて無償で輸出するもの
- 六 国立国会図書館が国際的交換の用に供する出版物
- 七 本邦に来遊した外国の元首及びその家族並びにその従者に属する貨物
- 八 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これに準ずる使節及び本邦にある外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。以下同じ。）の館員の個人的使用に供される貨物並びに外国公館が送付する貨物
- 九 外国にある者に贈与される勲章、賞はい、記章その他これに準ずるもの
- 十 本邦の公共的機関から外国の公共的機関に友好を目的として寄贈される貨物
- 十一 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物
- 十二 本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わつていないもの（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）
- 十三 本邦に入国した巡回興行者が輸入した興行用具
- 十四 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの
- 十五 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（輸出の許可等）

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

3 経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

（経過措置）

第六十九条の五 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。